

心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施について

労働安全衛生法の改正により、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的としたストレスチェック制度が、昨年12月1日から従業員50人以上の事業所に対し義務化されたことを受け、中野区も事業主として平成28年度から区職員に対して下記のとおりストレスチェックを実施する。

記

1 実施期間

年1回、定期健康診断と同時に実施する。

2 対象職員

常勤・再任用(フル・短時間)・任期付短時間・社保加入の非常勤と臨時職員
※常勤職員は中野区へまたは中野区から自治法派遣されている職員も含む。

3 実施内容

①個人別ストレスチェック

- ・定期健康診断時に調査票を提出し、調査結果は後日個人宛に配付する。
調査票は厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」を使用
- ・ストレス反応の評価は、厚生労働省が目安として示しているおおむね10%を高ストレス者とし、更にその中から「医師による面談指導」が必要なものを実施者である医師等が選定する。
- ・「医師による面談指導」が必要な高ストレス者へは、職員健康管理室の精神科医が面談を実施する。面談後、就労上の措置が必要な場合は、人事担当副参事を通して、所属長へ通知する。
その他、面談が必要だが制度に則った面談を希望しない者や、面談は必要ではないが面談を希望する者については、職員健康管理室の臨床心理士や保健師による面談を実施するほか、専門業者や特別区互助組合等による面談・メール・電話相談などの利用を促す。

②集団分析

分野単位で集団分析を行う。分析結果は所属長及び各部長へ配付し、職場改善の資料とする。

4 個人情報の保護

- ・個人情報の保護を徹底し、本人の同意なくして区へ結果の提供はなされない。
- ・区への提供に同意した場合の結果情報や面談記録などは、施錠できる専用キャビネットにて保管する。

5 職員への周知

職員に実施意義を十分周知し、より多くの職員が受検するよう促す。